

～ 高額療養費支給申請簡素化後のながれ ～

	～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【例】	領収書による申請	簡素化適用	申請受付	審査	支給(9月分)	支給(10月分)	支給(11月分)	支給(12月分)
	領収書による申請		簡素化適用	申請受付	審査	支給(10月分)	支給(11月分)	支給(12月分)
	領収書による申請			簡素化適用	申請受付	審査	支給(11月分)	支給(12月分)
	領収書による申請				簡素化適用	申請受付	審査	支給(12月分)

【注意】

簡素化の対象となるのは、申請をされた月の前月の診療分からです。それより以前の受診分は従来どおり、領収書を添えて窓口で申請が必要です。適用月以降に高額療養費が発生した場合は、自動で指定の口座へ振り込みます。